

福岡県災害対策本部規程改正新旧対照表

現 行			改 正 案				
別表第二（第七条、第八条関係）			別表第二（第七条、第八条関係）				
名称	班名	班長	名称	班名	班長		
福祉労働部	福祉総務班	福祉総務課長	福祉労働部	福祉総務班	福祉総務課長		
	子育て支援班	子育て支援課長		<u>こども未来班</u>	<u>こども未来課長</u>		
	<u>児童家庭班</u>	<u>児童家庭課長</u>		子育て支援班	子育て支援課長		
	障がい福祉班	障がい福祉課長		<u>こども福祉班</u>	<u>こども福祉課長</u>		
	保護・援護班	保護・援護課長		障がい福祉班	障がい福祉課長		
	労働局	労働政策班		労働政策課長	保護・援護班	保護・援護課長	
		新雇用開発班		新雇用開発課長	労働局	労働政策班	労働政策課長
		職業能力開発班		職業能力開発課長		新雇用開発班	新雇用開発課長
		職業能力開発班		職業能力開発課長		職業能力開発班	職業能力開発課長
	人権・同和対策局	調整班		調整課長	人権・同和対策局	調整班	調整課長
別表第三（第十条関係）			別表第三（第十条関係）				
名称	班名	分掌事務	名称	班名	分掌事務		
福祉労働部	福祉総務班	略	福祉労働部	福祉総務班	略		
	子育て支援班	略		<u>こども未来班</u>	<u>一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。</u> <u>二 部内各班の応援に関すること。</u>		
	<u>児童家庭班</u>	略		子育て支援班	略		
	障がい福祉班	略		<u>こども福祉班</u>	略		
	保護・援護班	略		障がい福祉班	略		
	労働局	労働政策班		略	保護・援護班	略	
		新雇用開発班		略	労働局	労働政策班	略
		職業能力開発班		略		新雇用開発班	略
	職業能力開発班	略		職業能力開発班		略	
	人権・同和対策局	調整班		略	人権・同和対策局	調整班	略
別表第四（第十四条関係）			別表第四（第十四条関係）				
名称	班名	分掌事務	名称	班名	分掌事務		
建築都市部	建築都市総務班	略	建築都市部	建築都市総務班	略		
	都市計画班	略		都市計画班	略		
	建築指導班	一 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること。 二 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること。 三 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 四 被災市街地における建築制限に関すること。 <u>五 独立行政法人住宅金融支援機構の特別融資に関すること</u>		建築指導班	一 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること。 二 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること。 三 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 四 被災市街地における建築制限に関すること。		
						一 <u>福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。</u> 二 都市公園の災害応急復旧措置に関すること。 三 街路の災害応急復旧措置に関すること。	一 都市公園の災害応急復旧措置に関すること。 二 街路の災害応急復旧措置に関すること。

現 行	
下水道班	略
住宅計画班	略
県営住宅班	略
営繕設備班	略

別表第四（第十二条関係）

【出先機関各班分掌事務】

班名	分掌事務
県土整備建築班	一 水防活動に関すること。 二 市町村地域における被害情報の収集並びに県土整備部及び建築都市部関係班への報告に関すること。 三 災害時における道路、橋りょう等の交通に関すること。 四 応急仮設住宅の建設に関すること。 五 公営住宅の応急対策及び供与に関すること。 六 応急措置実施のための工作班の編成及び派遣に関すること。 <u>七 独立行政法人住宅金融支援機構の特別融資に関すること。</u> <u>八 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</u> <u>九 その他土木及び建築に関する応急対策に関すること。</u>

別表第五（第十三条、第十四条関係）

一 本部配備要員数

名称	班名	配備要員定数（人）				
		第一配備	第二配備	第三配備	第四配備	
福祉労働部	福祉総務班	二	二	所属職員 の三分の一	全員	
	子育て支援班		一	所属職員 の三分の一	全員	
	<u>児童家庭班</u>		一	所属職員 の三分の一	全員	
	障がい福祉班		一	所属職員 の三分の一	全員	
	保護・援護班			所属職員 の三分の一	全員	
	労働局	労働政策班			所属職員 の三分の一	全員
		新雇用開発班			所属職員 の三分の一	全員
		職業能力開発班			所属職員 の三分の一	全員
	人権・同和対策局	調整班			所属職員 の三分の一	全員
	小計		二	五		

改 正 案	
下水道班	略
住宅計画班	略
県営住宅班	略
営繕設備班	略

別表第四（第十二条関係）

【出先機関各班分掌事務】

班名	分掌事務
県土整備建築班	一 水防活動に関すること。 二 市町村地域における被害情報の収集並びに県土整備部及び建築都市部関係班への報告に関すること。 三 災害時における道路、橋りょう等の交通に関すること。 四 応急仮設住宅の建設に関すること。 五 公営住宅の応急対策及び供与に関すること。 六 応急措置実施のための工作班の編成及び派遣に関すること。 <u>七 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</u> <u>八 その他土木及び建築に関する応急対策に関すること。</u>

別表第五（第十三条、第十四条関係）

一 本部配備要員数

名称	班名	配備要員定数（人）				
		第一配備	第二配備	第三配備	第四配備	
福祉労働部	福祉総務班	二	二	所属職員 の三分の一	全員	
	<u>子ども未来班</u>			<u>所属職員 の三分の一</u>	<u>全員</u>	
	子育て支援班		一	所属職員 の三分の一	全員	
	<u>子ども福祉班</u>		一	所属職員 の三分の一	全員	
	障がい福祉班		一	所属職員 の三分の一	全員	
	保護・援護班			所属職員 の三分の一	全員	
	労働局	労働政策班			所属職員 の三分の一	全員
		新雇用開発班			所属職員 の三分の一	全員
		職業能力開発班			所属職員 の三分の一	全員
	人権・同和対策局	調整班			所属職員 の三分の一	全員
小計		二	五			

現 行

三 出先機関各班配備要員数

班名	配備要員定数 (人)			
	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
流域下水道県土整備建築班	二	<u>所属職員の半数</u>	<u>全員</u>	全員

改 正 案

三 出先機関各班配備要員数

班名	配備要員定数 (人)			
	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
流域下水道県土整備建築班	二	<u>四</u>	<u>所属職員の三分の一</u>	全員